

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

告 示 ページ

北九州エコタウン事業概要DVDの売払代金の収納事務の委託【環境局環境未来都市推進室】	1051
北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収事務の委託【環境局環境未来都市推進室】	1052
保健福祉レポート2011の売払代金の収納事務の委託【保健福祉局総務部総務課】	1053
北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家及び北九州市立玄海青年の家における使用料の徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部青少年課】	1054
北九州市営住宅及び北九州市営住宅駐車場の使用料の徴収事務の委託【建築都市局住宅部住宅管理課】	1055
北九州市立かぐめよし少年自然の家の指定管理者の指定【子ども家庭局子ども家庭部青少年課】	1056

公 告

北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】	1057
----------------------------------	------

北九州市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州エコタウン事業概要DVDの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年4月23日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市告示第152号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年4月23日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市告示第153号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、保健福祉レポート2011の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年4月23日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成24年4月20日 から平成25年3月31日まで

北九州市告示第154号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家及び北九州市立玄海青年の家における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年4月23日

北九州市長 北橋健治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立 かぐめよし 少年自然の 家	玄海グリーン&アド ベンチャー共同企業 体	北九州市小倉北区堺 町一丁目6番15号	平成24年 4月1日か ら平成25 年3月31 日まで
北九州市立 もじ少年自 然の家	特定非営利活動法人 北九州市レクリエー ション協会	北九州市小倉北区三 萩野三丁目3番1号	
北九州市立 玄海青年の 家	玄海グリーン&アド ベンチャー共同企業 体	北九州市若松区高須 西一丁目14番13 号	

北九州市告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市営住宅及び北九州市営住宅駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年4月23日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州市住宅供給公社	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市告示第156号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）第9条の2の規定により北九州市立かぐめよし少年自然の家の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年4月23日

北九州市長 北橋健治

指定管理者に管理を行なわせる施設	指定管理者に指定したもの	指定する期間
北九州市立かぐめよし少年自然の家	玄海グリーン＆アドベンチャー共同企業体	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

北九州市公告第267号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、変更後の農業振興地域整備計画案を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月23日

北九州市長 北橋健治

1 変更の内容

農用地区域の除外

2 変更に係る土地

門司区大字吉志438番地4

3 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧期間

平成24年4月23日から同年5月23日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）

4 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

5 意見書の提出について

本市の区域内に住所を有する者は、上記縦覧期間満了の日までに、変更後の農業振興地域整備計画案について、本市に意見書を提出することができる。

6 異議の申出について

農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有する者は、変更後の農用地利用計画案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に本市にこれを申し出ることができる。